

序 章

平成3年の大学設置基準の大綱化により、各大学は、自主的に個性化、高度化および活性化を進め、教育研究活動の質的水準の維持・向上並びに社会的使命の達成を目標とし、自己点検・評価の実施に努めることが求められた。これを受け、金沢医科大学における自己点検評価は、平成元年度に発足した将来構想委員会の基に教育・研究・診療活動評価に関する委員会が組織されたことから始まった。

平成5年3月には、本学の当面する課題と改善への提言をまとめた「将来構想委員会報告書（中間報告）」が学内に公表された。

教学や病院部門の各種委員会においては、教育研究及び診療活動の重点課題等について、随時、点検評価が行われ改革が進められてきた。

平成7年10月には、自己点検・評価規程を制定し、定期的・継続的に点検評価を行う体制を整備するため、運営主体である評価運営委員会、基本問題検討委員会を発足させた。

平成11年の大学設置基準の改正では、自己点検・評価の実施と結果公表の義務化、自己点検・評価に対する学外者による検証の努力義務化が法定された。

また、平成12年9月に（財）医学教育振興財団と本学が「第20回国内医科大学視察と討論の会」を共催することになったことを機に、「点検・評価報告書」を作成し、学外に公表した。

さらに、平成13年には、評価運営委員会のもとに編成された8部門評価委員会が中心となり、全学的な点検評価活動を推進し、「点検・評価報告書」を作成するとともに、（財）大学基準協会へ加盟判定審査申請を行い、平成14年度の大学評価を受審、平成15年4月1日付けで正会員の承認を受けた。

平成14年の学校教育法改正に伴い、平成16年度以降国・公・私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校は、その教育・研究等の総合的な状況について文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を7年以内の周期で受ける義務を課されることとなったが、本学では、評価運営委員会、各部門評価委員会のメンバーを随時更新し、（財）大学基準協会からの指摘事項を踏まえながら継続的な点検・評価活動を行い、現在に至っている。

今回、（財）大学基準協会の正会員として初めての相互評価を受審するにあたり、教育、研究、診療、管理運営などの各部門の評価委員会で点検評価され、さらに執筆責任者が精読し、全体的な構成や整合性などについて全学的な立場で確認・調整を行った。その後、評価運営委員会に提出され、最終的な確認を行ったものである。

このような作業を通して大学を構成する教職員全員の意識改革を促し、浮き彫りにされた様々な問題点や将来の方策について、これらについて真摯に取り組んでいくことが、大

学の発展につながっていくものと確信している。

なお、作成にあたっては、各委員会の委員はもとより、関連資料やデータなどを収集するために一丸となって取り組んだ教職員に対し、心から感謝申し上げ、本報告書の序文とする。

金沢医科大学評価運営委員会
委員長 山 本 達

学校法人金沢医科大学点検評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学（以下「本学」という。）が、教育、研究及び診療等の諸活動の状況について自ら行う点検及び評価（以下「点検・評価」という。）に関し必要な事項を定める。

(点検・評価の目的)

第2条 点検・評価は、本学の教育、研究及び診療等の諸活動の現状を本学の理念・目的及び社会的責任との関連において点検、評価し、改善されるべき問題点を的確に捉え、併せて将来的改革の方向を検討することにより、一層の教育、研究、診療等の活性化と高度化を図るために行う。

(点検・評価の範囲)

第3条 点検・評価は、本学の全部門について行うものとする。

2 点検・評価は、次の事項について行うものとする。

- (1) 大学・学部などの理念・目的に関する事項
- (2) 教育・研究・診療上の組織に関する事項
- (3) 学生の受け入れに関する事項
- (4) 教育課程に関する事項
- (5) 教員組織及び教育・研究・診療活動に関する事項
- (6) 校地・施設・設備に関する事項
- (7) 図書館および情報に関する事項
- (8) 学生生活への配慮に関する事項
- (9) 管理運営に関する事項
- (10) 国際交流に関する事項
- (11) 事務組織に関する事項
- (12) 財政に関する事項
- (13) 自己点検・評価組織に関する事項
- (14) その他必要と認められる事項

3 前項各号に掲げる事項に係る具体的な点検・評価項目は、別に定める。

(運営委員会)

第4条 点検・評価を実施するため、金沢医科大学評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、全学的な点検・評価の実施に係る重要事項を審議し、実施計画を策定し、点検・評価の運営にあたる。

(運営委員会の構成)

第5条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 常務理事
- (3) 副学長
- (4) 病院長
- (5) 総合医学研究所長
- (6) 大学院運営委員長
- (7) 図書館長
- (8) 看護専門学校長
- (9) 教務部長
- (10) 学生部長
- (11) 事務局長
- (12) その他理事長が必要と認めた者

2 運営委員会の委員長は、学長をもって充てる。

3 第1項第12号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(運営委員会の会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。

2 運営委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代行する。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(部門評価委員会)

第7条 運営委員会は、点検・評価を具体的に実施するために、次の各号に掲げる委員会(以下「部門評価委員会」という。)を組織し、これを指揮、統括する。

- (1) 基本問題検討委員会
- (2) 医学部評価委員会
- (3) 大学院評価委員会
- (4) 大学病院評価委員会
- (5) 総合医学研究所評価委員会
- (6) 図書館・情報システム評価委員会
- (7) 看護専門学校評価委員会
- (8) 管理・運営評価委員会

2 前項第1号の委員会は、本学の理念・目的そのものの意義を検討するほか、運営委員会が決定した点検・評価実施計画に基づいて、管理・運営、財政、事務組織その他部門共通

の点検・評価対象領域及び点検・評価項目に係る点検・評価を行うものとする。

- 3 第1項第2号から第8号までの委員会は、それぞれ各部門における点検・評価の在り方を検討し、運営委員会で決定された点検・評価実施計画に基づいて、各部門の点検・評価対象領域、点検・評価項目に係る点検・評価を行うものとする。
- 4 部門評価委員会は、点検・評価対象領域の範囲等に応じ、適当数の委員をもって組織する。
- 5 部門評価委員会の委員長は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 第1項第1号の委員会は、副学長（該当者が複数の場合は学長が指名した者）
 - (2) 同項第2号の委員会は、副学長（該当者が複数の場合は学長が指名した者）
 - (3) 同項第3号の委員会は、大学院運営委員長
 - (4) 同項第4号から第8号までの委員会は、各部門の長
- 6 部門評価委員会の委員は、当該部門評価委員会の委員長が指名し、運営委員長が任命する。
- 7 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 8 部門評価委員会の会議の運営については、第6条の規定を準用する。

（専門委員会）

第8条 部門評価委員会は、必要に応じ、特定の点検・評価領域又は点検・評価項目に係る点検・評価を専門的に実施するため、専門委員会を組織することができる。

- 2 部門評価委員会が適当かつ合理的と認めるときは、既存の委員会等の機関に対して、特定の点検・評価領域又は点検・評価項目に係る点検・評価を付託することができる。
- 3 専門委員会の委員長及び委員は、部門評価委員会の委員長が指名し、運営委員長が任命する。
- 4 前3項のほか、専門委員会に関する事項は、運営委員会の承認を得て、部門評価委員会が定める。

（点検・評価の種別と時期）

第9条 点検・評価活動は、総合点検・評価と年次点検・評価に区分する。

- 2 総合点検・評価は、第3条に定める点検・評価の対象範囲の全体について、包括的に点検評価を行うものとし、5年ごとに実施する。
- 3 年次点検・評価は、前項の総合点検・評価の間の年度において、最も主要かつ基本的な点検・評価項目及び運営委員会が指定する特定の点検項目について、毎年実施する。

（点検・評価報告）

第10条 各部門評価委員会は、運営委員会が決定した総合点検・評価又は年次点検・評価の実実施計画に沿って点検・評価を実施し、部門評価委員会報告書を運営委員会に提出しなければならない。

- 2 運営委員会は、各部門評価委員会から提出された報告書を検討し、これをもとに点検・

評価報告書（案）を作成し、これを各部門評価委員会に回付するものとする。

- 3 各部門評価委員会は、前項の点検・評価報告書（案）を検討し、検討結果を運営委員会に提出するものとする。
- 4 運営委員会は、前項の検討結果を参考として、点検・評価報告書を作成し、理事長に提出するものとする。
- 5 点検・評価の結果は、公表するものとする。

（中間報告）

第11条 運営委員会は、点検・評価活動の進行中において、緊急に改善を要すると認められる事項がある場合は、理事長に対して、改善事項に係る提言を行うことができるものとする。

（点検・評価結果への対応）

第12条 理事長は、点検・評価報告書に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めるものとする。

（点検・評価の事務担当）

第13条 点検・評価の総括事務は、学長室が行う。

- 2 各部門評価委員会に係る事務は、運営委員会が指定する部署が行う。

（関係者の責務）

第14条 部門・部署の長は、点検・評価に係る各委員会が行う意見聴取、調査資料の収集等の諸活動に関し、必要な便益を提供しなければならない。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

（規程の改廃）

第16条 この規程の改廃は、運営委員会が発議し、理事長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。